

実施機関 府中市農業委員会

諮問日 令和7年8月5日（府農委第30号）

答申日 令和7年9月10日（府総第50号）

事件名 農業委員会が令和7年4月28日付で、情報公開請求人に対して行った
公文書部分公開決定に対する審査請求に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

令和7年4月15日に請求のあった「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 申請書含む添付書類全て」の公文書公開請求に対し、令和7年4月28日付府農委第4号により府中市農業委員会（以下「実施機関」という。）が、府中市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号の規定に該当することを理由として、公文書のうち譲受人等の住所、氏名、連絡先等を非公開（部分公開）とした決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和7年4月28日付府農委第4号による公文書部分開示決定の「処分を取消し、全部開示」を求める。

2 審査請求の理由

【審査請求書】

① 未公開部分について、隣接者（審査請求人）は、既に周知している事なので、問題は無いと思います。

【口頭陳述】

② 府中市農業委員会は、県がされたように、府中市条例に基づいた適切な判断をされたい。

③ 農地転用後の盛土工事に関し、隣接地所有者の合意もなくされたことは権利や財産を侵害するもので、条例第7条第2号ウに該当する。

④ 農地転用届出の際の委任について、資格のない者が受任していることは違法な活動であり、財産を保護する必要があるとの条例第7条第3号イに該当する。

第3 実施機関の主張の要旨

1 審査請求の経緯

本件審査請求は、公開請求に対し実施機関が行った本件処分に関し、令和7年7月18日付で行われたものである。

2 実施機関の考え方

(1) 処分内容、理由

情報公開請求のあった文書のうち、譲受人等の住所、氏名、連絡先等は、条例第7号第2号に規定する「個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの」に該当することから、その部分を非公開として、部分公開決定（処分）としたもの。

(2) 審査請求に対する弁明

① 条例第3条第1項には「実施機関は、基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。（一部省略）」

また、条例第7条には、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない。（一部省略）」とされ、同条第2号において、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものが非開示情報として規定されている。

個人情報の保護に関する法律第2条第1項第1号では、氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別できるものは個人情報と定義されている。

今回、情報公開請求された公文書の記載内容のうち、譲受人及び譲渡人の住所・氏名・電話番号、耕作者、受任者及び委任者の住所・氏名が条例第7条第2号の個人識別情報に該当することから非公開と判断し、本件処分を行った。

② 請求人の、非公開部分は請求人自身が既知の内容であるため、公開は問題ないと主張しているが、条例では、請求人が非開示情報について既に周知しているということをもって、非開示情報から除外する規定はない。

③ 農地転用届出の際、譲渡人の所有権確認については、法務局で手数料を支払うことにより誰でも取得できる登記情報の全部事項証明書を添付させることにより行っている。

この証明書そのものは公開請求文書の添付書類として全部公開しているが、農地転用届出書に記載の譲渡人の住所・氏名につい

ては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をすることが実施機関の責務である」という規定に基づき非公開情報としたものである。

請求人からこのことについて、広島県への情報公開請求ではそういった部分は公開されたと、口頭で説明があったが、府中市農業委員会では府中市の条例に基づき厳格な対応をしたものである。

3 結論

以上のことから、本件処分は妥当であり、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

第4 審査の経過

- (1) 令和7年7月18日 請求人から実施機関へ審査請求、同日受理
- (2) 令和7年8月 5日 実施機関から審査会へ諮問、弁明書提出
- (3) 8月 6日 実施機関から請求人へ諮問通知
- (4) 8月18日 審査会から請求人へ弁明書送付
- (5) 8月25日 請求人から審査会へ反論書提出
- (6) 8月28日 審査会開催（実施機関及び請求人からの口頭意見陳述の聴取及び審議）

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書及びその添付書類である。

2 争点

非公開とした個人情報について、条例第7条第2号への該当可否

3 争点に対する審査会の判断

本件対象文書のうち個人情報について、実施機関は条例及び法律に基づき非公開情報であると主張し、一方、請求人は自身が既知の情報であること、法令・条例に基づいた判断を求めること及び財産を保護するために必要な情報であることから全部公開すべきと主張している。

(1) 条例の基本的な考え方

条例は、基本的人権の尊重を基本として、公文書の公開を求める市民の権利を明らかにすることにより、市民の市政への参加をより一層推進し、市民と市との信頼及び協力関係を深め、もって民主的で開かれた市政の発展に寄

与することを目的として制定されたものである。

(2) 個人情報の定義、考え方についての検討

① 条例第7条では「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、当該公開請求者（代理人を含む。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。ただし、当該公開請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良な風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。」と規定する。

② そして、非公開情報として、条例第7条第2号において「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」と規定し、その除外する情報としては、次が掲げられている。（一部抜粋）

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

③ また、個人情報の保護に関する法律第2条では、「「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。」と規定され、第1号で「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と規定されている。

④ これらの法令により、個人情報とは、氏名、住所等により特定の個人を識別できる情報を指すものとされることから、今回請求対象とされた文書のうち、譲受人等の氏名、住所、連絡先・電話番号等は個人情報であることが明確で、非公開とするべき情報である。

(3) 請求人の主張の検討

① 既知の情報

請求人は、届書及びその添付書類に記載された個人情報に請求人自身が既に知っていることから、公開することは問題ないと主張する。

請求人は口頭陳述の中で、隣接者であることや、農地転用後の開発関係事業者等との接触などから一定程度の情報を知っていると説明されたものの、そもそも、知っているから公開する、出来るとの考えは条例、法律の趣旨ではなく、個人情報保護の観点からも受け入れられるものではない。そのため実施機関の処分は妥当である。

② 登記情報に係る県の取扱いとの違い

請求人は、広島県に対しても農地転用後の土地利用に関する情報公開請求を行ったところ、広島県が全部事項証明に記載された氏名等と同じ個人情報は公開としているにもかかわらず、実施機関が個人情報を厳格に保護するという趣旨で非公開としたことは、県の対応と異なり適切な判断ではないと主張する。

法務局が所有する土地などの登記情報は、確かに一定の手続きをすることで誰でも取得、知ることができるものであり、条例第7条第2号ただし書きアに該当することから、農地転用届出書の添付書類である全部事項証明書は全部公開としている。しかし、このことをもって農地転用届出書に記載の情報を非公開情報から除外することにはならない。

また、実施機関（この項では地方公共団体としての府中市を含む）と広島県では公開請求された文書やその根拠となる法令が異なること、広島県も実施機関もそれぞれが自治をつかさどる独立した組織であって自身の条例等に従って判断、決定することが当然であること、実施機関の情報公開請求に対する個人情報の考え方が今回と同様に一貫していることから、実施機関が行った処分は妥当である。

③ 非公開情報の例外規定の判断

請求人は、農地転用後におこなわれた合意のない盛土工事によって、自身の財産が侵害され、また今後その恐れがあることから、非公開とされた情報が、条例第7条第2号ただし書ウに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当するとして、公開するべきと主張する。

本件処分の対象である農地転用届出は、あくまで農地の転用を認めるかどうかであって、転用の目的等の記載はされているが、その後の計画の可否や財産に関わることの判断をするものではない。

一方で、府中市が作成する「府中市情報公開条例逐条解説（平成29年5月）※」では、条例第7条第2号ただし書を次のとおり説明している。

『人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報は、この制度においても公開することとしたものである。

ア 公開することにより保護される利益と非公開により保護される利益の比較衡量が行われること、比較衡量の結果、前者が後者に優越すると認められるときは、非公開の例外として公開の対象となるが、この比較衡量に際しては、公開することにより保護される利益と非公開により保護される利益の双方の具体的性質を慎重に検討する必要がある。例えば、公開することにより保護される利益について、生命等の非財産的利益と財産的利益では、保護の必要性に差異が生じることとなる。』

この解説に当てはめた場合、非公開とした部分を公開することによって、非公開のままよりも請求人の財産等が保護されるとするには客観的な確証や根拠が見いだせないことから、実施機関が決定した処分は妥当である。

④ 農地転用届出書の違法性

請求人は、農地転用届の際にその手続きを他者に委任している事について、資格のない者が受任しているため違法な手続きであり、条例第7条第3号イに規定する「違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産及び生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報」に該当、自身の財産に支障があるため、公開するべきと主張する。

農地転用届出の受任者の資格、またその権限については、審査会で審議する対象ではなく、またそのことが財産保護に対して支障があるということは、客観的に判断できるものはないことから実施機関が決定した処分は妥当である。

⑤ その他

請求人は、その他種々の主張をしているところであるが、当審査会は、実施機関が行った部分公開決定に係る非公開条項の適用の妥当性を判断する機関であり、これらの主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、当審査会は、原処分は妥当であると判断し、「審査会の結論」のとおり答申する。

府中市個人情報保護・情報公開審査会

会長 田 中 幸 夫

委員 西 谷 元

委員 藤 井 裕 子

委員 表 豊

※府中市情報公開条例逐条解説（平成29年5月）について

府中市情報公開条例は市役所内部での運用、実施マニュアルとして作成したもので、令和5年には、個人情報の保護に関する法律の施行に伴う府中市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定により、審査会の規定を削除するなど一部改正している。

第7条の規定は改正していないため、その解説も変更、修正はない。

（第7条関係を別途抜粋添付）